



山形県公報

平成29年9月1日(金)
第2874号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域健康福祉課) ……875
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……876
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定試験手数料の額)の一部改正……………(雇用対策課) ……同
- 地域登録検査機関の登録……………(県産米ブランド推進課) ……877
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……878
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……879
- 保安林内の皆伐面積の限度……………(林業振興課) ……880
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録……………(同) ……881
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……882
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………883

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(情報政策課) ……同
- 平成29年度砂利採取業務主任者試験の実施……………(産業政策課) ……884
- 平成29年度後期技能検定の実施……………(雇用対策課) ……885

## 告 示

### 山形県告示第606号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|--------------------------------|---------|-------------|
| 有限会社カイセイカンパニー      | カイセイほっと新庄<br>新庄市大字泉田字下村西19番地72 | 通 所 介 護 | 平成29. 8. 21 |

**山形県告示第607号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|--------------------------------|----------|-------------|
| 有限会社カイセイカンパニー        | カイセイほっと新庄<br>新庄市大字泉田字下村西19番地72 | 介護予防通所介護 | 平成29. 8. 21 |

**山形県告示第608号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                          | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|--------------------|--------------------------------------|---------|-------------|
| 医療法人社団こくの医院        | ほっと新庄デイサービスセンター<br>新庄市大字泉田字上村西19番地72 | 通 所 介 護 | 平成29. 8. 20 |

**山形県告示第609号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                         | サービスの種類     | 廃止年月日       |
|----------------|-------------------------------------|-------------|-------------|
| 医療法人社団こくの医院    | ほっと新庄居宅介護支援事業所<br>新庄市大字泉田字上村西19番地72 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成29. 8. 20 |

**山形県告示第610号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                          | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|----------------------|--------------------------------------|----------|-------------|
| 医療法人社団こくの医院          | ほっと新庄デイサービスセンター<br>新庄市大字泉田字上村西19番地72 | 介護予防通所介護 | 平成29. 8. 20 |

**山形県告示第611号**

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）の一部を次のように改正し、平成29年10月1日から施行する。ただし、第2項の改正規定（「基礎1級、基礎2級」を「基礎級」に改める部分に限る。）は、同年11月1日から施行する。

平成29年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項中「基礎1級、基礎2級」を「基礎級」に改め、同項の表検定職種の欄中「複写機組立て」、「木型製作」及び「築炉」を削り、「左官」を「左官、築炉」に改め、同表手数料の額の欄を次のように改める。

|                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 次号に掲げる者に該当しない者 17,900円</p> <p>(2) 2級の技能検定を受検する35歳未満の者 8,900円</p>                                                                              |
| <p>次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる者のいずれにも該当しない者 17,900円</p> <p>(2) 2級又は3級の技能検定を受検する35歳未満の者（次号に掲げる者に該当する者を除く。） 8,900円</p> <p>(3) 在校生等 11,900円（35歳未満の者にあつては2,900円）</p> |
| <p>次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる者のいずれにも該当しない者 14,900円</p> <p>(2) 2級又は3級の技能検定を受検する35歳未満の者（次号に掲げる者に該当する者を除く。） 5,900円</p> <p>(3) 在校生等 9,900円（35歳未満の者にあつては2,900円）</p>  |
| <p>次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる者のいずれにも該当しない者 13,100円</p> <p>(2) 2級又は3級の技能検定を受検する35歳未満の者（次号に掲げる者に該当する者を除く。） 4,100円</p> <p>(3) 在校生等 8,700円（35歳未満の者にあつては2,900円）</p>  |

第2項の表の備考第1号中「又は」を「若しくは」に、「。）」を「。）又は同法に規定する認定職業訓練（同法第25条の職業訓練施設で行うものに限る。）の訓練生（短期間の訓練課程の職業訓練を受けている者及び就職している者を除く。）」に改め、同備考第2号中「後期課程」を「後期課程、特別支援学校の高等部」に、「又は専修学校」を「専修学校又は各種学校」に改め、同備考を同備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

- 2 この表において「35歳未満の者」とは、実技試験に係る技能検定を受検する日の属する年度の4月1日において35歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）とする。

#### 山形県告示第612号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をした。

平成29年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号

平成29年8月23日

93

- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社おきたま興農舎  
代表取締役 小林 亮  
東置賜郡高畠町大字露藤85
- 3 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- 4 登録の区分  
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域  
山形県
- 6 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏名    | 住所                  | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備考         |
|-------|---------------------|----------------|------------|
| 木村 雅博 | 東置賜郡高畠町大字上平柳1995-15 | 玄米             | 国内産農産物に限る。 |

### 山形県告示第613号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、戸沢村土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年9月1日

山形県知事 吉村 美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所              |
|----------|--------|-----------------|
| 理事       | 黒坂 文男  | 最上郡戸沢村大字神田334番地 |
| 同        | 大川 信一  | 同 津谷38番地        |
| 同        | 小野 宏   | 同 松坂123番地1号     |
| 同        | 大山 吉郎  | 同 757番地         |
| 同        | 岸 孝義   | 同 神田984番地2      |
| 同        | 木村 敏   | 同 981番地         |
| 同        | 荒川 健一  | 同 名高958番地       |
| 同        | 早坂 藤一  | 同 岩清水1647番地     |
| 同        | 柿崎 五兵衛 | 同 神田506番地       |
| 同        | 松田 一男  | 同 名高1013番地      |
| 同        | 松坂 雄一  | 同 津谷27番地        |
| 同        | 安食 一雄  | 同 松坂341番地       |

|     |         |   |               |
|-----|---------|---|---------------|
| 同   | 早 坂 修 一 | 同 | 蔵岡96番地        |
| 同   | 土 田 一 利 | 同 | 鮭川村大字佐渡1792番地 |
| 監 事 | 安 食 一   | 同 | 戸沢村大字蔵岡1570番地 |
| 同   | 星 川 慶 治 | 同 | 松坂630番地       |
| 同   | 高 橋 隆 一 | 同 | 神田869番地       |

## 山形県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、戸沢村土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成29年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 黒 坂 文 男   | 最上郡戸沢村大字神田334番地 |
| 同        | 小 野 宏     | 同 松坂123番地1号     |
| 同        | 松 坂 雄 一   | 同 津谷27番地        |
| 同        | 大 山 吉 郎   | 同 松坂757番地       |
| 同        | 木 村 敏     | 同 神田981番地       |
| 同        | 荒 川 健 一   | 同 名高958番地       |
| 同        | 早 坂 藤 一   | 同 岩清水1647番地     |
| 同        | 柿 崎 五 兵 衛 | 同 神田506番地       |
| 同        | 松 田 一 男   | 同 名高1013番地      |
| 同        | 早 坂 修 一   | 同 蔵岡96番地        |
| 同        | 大 友 一 男   | 同 津谷1801番地1     |
| 同        | 荒 木 庄 也   | 同 鮭川村大字中渡90番地   |
| 同        | 野 尻 安 夫   | 同 戸沢村大字松坂349番地  |
| 同        | 佐 藤 健 次   | 同 神田281番地10     |
| 監 事      | 安 食 一     | 同 蔵岡1570番地      |

|   |         |   |         |
|---|---------|---|---------|
| 同 | 星 川 慶 治 | 同 | 松坂630番地 |
| 同 | 高 橋 隆 一 | 同 | 神田869番地 |

山形県告示第615号

平成29年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成29年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林 | 皆伐面積の限度 |
|---------------------------------|---------|
|                                 | ヘクタール   |
| 日向川水源かん養保安林                     | 292.39  |
| 相沢川                             | 113.58  |
| 田川                              | 514.17  |
| 五十川～鼠ヶ関川                        | 85.35   |
| 鮭川                              | 556.09  |
| 小国川                             | 347.75  |
| 銅山川～角川                          | 391.58  |
| 北村山                             | 461.46  |
| 寒河江川                            | 221.18  |
| 月布川～朝日川                         | 79.30   |
| 山形                              | 258.59  |
| 白川                              | 378.17  |
| 荒川                              | 373.22  |
| 置賜                              | 510.98  |
| 前川                              | 20.50   |
| 日向川土砂流出防備保安林                    | 11.80   |
| 相沢川                             | 16.62   |
| 田川                              | 354.74  |
| 五十川～鼠ヶ関川                        | 143.90  |
| 鮭川                              | 43.64   |
| 小国川                             | 42.99   |
| 銅山川～角川                          | 32.69   |
| 北村山                             | 422.20  |
| 寒河江川                            | 56.90   |
| 月布川～朝日川                         | 43.42   |
| 山形                              | 119.03  |
| 白川                              | 510.59  |
| 荒川                              | 65.08   |
| 置賜                              | 311.15  |
| 前川                              | 15.38   |
| 遊佐町飛砂防備保安林                      | 22.98   |
| 酒田                              | 22.34   |
| 鶴岡                              | 3.82    |
| 遊佐町防風保安林                        | 0.62    |
| 酒田                              | 0.06    |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |       |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| 酒 | 田 | 市 | 干 | 害 | 防 | 備 | 保 | 安 | 林 | 8.75  |
| 鶴 | 岡 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 11.56 |
| 庄 | 内 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 1.14  |
| 戸 | 沢 | 村 |   |   |   | 同 |   |   |   | 16.34 |
| 舟 | 形 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 1.67  |
| 鮭 | 川 | 村 |   |   |   | 同 |   |   |   | 0.94  |
| 最 | 上 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 13.75 |
| 大 | 蔵 | 村 |   |   |   | 同 |   |   |   | 2.71  |
| 村 | 山 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 3.08  |
| 東 | 根 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 4.24  |
| 寒 | 河 | 江 |   |   |   | 同 |   |   |   | 8.98  |
| 朝 | 日 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 4.47  |
| 大 | 江 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 13.69 |
| 山 | 形 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 2.82  |
| 上 | 山 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 3.22  |
| 天 | 童 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 3.68  |
| 米 | 沢 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 4.52  |
| 小 | 国 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 13.65 |
| 飯 | 豊 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 1.06  |
| 白 | 鷹 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 1.12  |
| 高 | 畠 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 17.53 |
| 鶴 | 岡 | 市 | 魚 | つ | き | 保 | 安 | 林 |   | 5.34  |
| 鶴 | 岡 | 市 | 保 | 健 |   | 保 | 安 | 林 |   | 0.12  |
| 最 | 上 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 0.24  |
| 真 | 室 | 川 |   |   |   | 同 |   |   |   | 0.55  |
| 村 | 山 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 0.60  |
| 東 | 根 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 25.89 |
| 尾 | 花 | 沢 |   |   |   | 同 |   |   |   | 3.34  |
| 寒 | 河 | 江 |   |   |   | 同 |   |   |   | 18.14 |
| 大 | 江 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 6.40  |
| 天 | 童 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 16.54 |
| 上 | 山 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 0.80  |

山形県告示第616号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。

平成29年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録<br>番号 | 生産事業者                 |                                  | 生産事業の内容 |        |               |                   | 事業所            |                       | 登録<br>年月日      |
|----------|-----------------------|----------------------------------|---------|--------|---------------|-------------------|----------------|-----------------------|----------------|
|          |                       |                                  | 種 穂     |        | 苗 木           |                   |                |                       |                |
|          | 住 所                   | 名称及び<br>代表者の氏名                   | 採<br>取  | 精<br>選 | 幼苗<br>の<br>育成 | 幼苗以外<br>の<br>苗木育成 | 名 称            | 所在地                   |                |
| 275      | 米沢市中<br>央七丁目<br>4番11号 | ウィンウッド<br>株式会社<br>代表取締役<br>木村 省三 |         |        | ○             | ○                 | ウィンウッド株<br>式会社 | 米沢市中<br>央七丁目<br>4番11号 | 平成29年<br>8月18日 |

**山形県告示第617号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成29年9月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成29年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上山七ヶ宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                        |
|---------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 上山市長清水三丁目125番から<br>同 三本松914番1まで | 旧    | 12.9 <small>メートル</small><br>}<br>8.0  | <small>メートル</small><br>502 |
| 上山市長清水三丁目125番から<br>同 三本松915番1まで | 新    | 13.8 <small>メートル</small><br>}<br>12.9 | 同 上                        |

**山形県告示第618号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

|       |               |   |   |
|-------|---------------|---|---|
| 若葉町支店 | 寒河江市若葉町11番地の5 | 〃 | 〃 |
| 寒河江支店 | 〃 中央一丁目14番9号  | 〃 | 〃 |

を

|       |                |   |   |
|-------|----------------|---|---|
| 寒河江支店 | 寒河江市中央一丁目14番9号 | 〃 | 〃 |
|-------|----------------|---|---|

に、

|      |   |   |   |
|------|---|---|---|
| 白岩支店 | 〃 | 〃 | 〃 |
|------|---|---|---|

を

|       |   |   |   |
|-------|---|---|---|
| 白岩支店  | 〃 | 〃 | 〃 |
| 若葉町支店 | 〃 | 〃 | 〃 |

に改める。

**附 則**

この規程は、平成29年9月4日から施行する。



## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第66号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成29年9月1日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

「 〃 山五十川公民館  
〃 山五十川公民館」を 〃 鶴岡市羽黒コミュニティセンター に改める。  
〃 黒川能の里王祇会館 」

### 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワークインターネット接続回線サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年9月1日

山形県知事 吉村 美栄子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 平成29年10月12日（木） 午後2時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワークインターネット接続回線サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成32年12月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 調達をする役務が提供される平成30年1月1日から平成32年12月31日までの期間に相当する料金の総価のうち平成30年1月分から平成30年3月分までの3箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち平成30年1月分から平成30年3月分までの3箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報第2821号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴

力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当 電話番号023(630)2091

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成29年9月26日（火）午後3時までに山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Internet connection service of the Yamagata Prefectural Government's Central Communication Network, 1 set

(2) Time-limit for tender: 2:00P.M. October 12, 2017

(3) Contact point for the notice: Information Policy Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023(630)2091

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成29年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成29年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成29年11月10日（金） 午前10時から正午まで
- (2) 場 所 山形県庁内会議室 山形市松波二丁目8番1号

2 受験手続

受験願書を平成29年10月2日（月）から同月13日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働部産業政策課に提出すること（郵送による提出の場合は、同月13日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、商工労働部産業政策課 鉦政・計量担当（電話023(630)2361）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成29年度後期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成29年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 特級

| 検 定 職 種 |   |   |             |
|---------|---|---|-------------|
| 鋳       |   |   | 造           |
| 金       | 属 | 熱 | 処 理         |
| 機       | 械 | 加 | 工           |
| 放       | 電 | 加 | 工           |
| 金       | 型 | 製 | 作           |
| 金       | 属 | プ | レ ス 加 工     |
| 工       | 場 | 板 | 金           |
| め       |   | っ | き           |
| 仕       |   | 上 | げ           |
| 機       | 械 | 検 | 査           |
| ダ       | イ | カ | ス ト         |
| 電       | 子 | 機 | 器 組 立 て     |
| 電       | 気 | 機 | 器 組 立 て     |
| 半       | 導 | 体 | 製 品 製 造     |
| プ       | リ | ン | ト 配 線 板 製 造 |
| 自       | 動 | 販 | 売 機 調 整     |

|                 |
|-----------------|
| 光 学 機 器 製 造     |
| 内 燃 機 関 組 立 て   |
| 空 気 圧 装 置 組 立 て |
| 油 圧 装 置 調 整     |
| 建 設 機 械 整 備     |
| 婦 人 子 供 服 製 造   |
| 紳 士 服 製 造       |
| プ ラ ス チ ッ ク 成 形 |
| パ ン 製 造         |

(2) 1級及び2級

| 検 定 職 種           | 検 定 作 業                             |
|-------------------|-------------------------------------|
| さ く 井             | ロ ー タ リ ー 式 さ く 井 工 事 作 業           |
| 金 型 製 作           | プ レ ス 金 型 製 作 作 業                   |
| 工 場 板 金           | 機 械 板 金 作 業                         |
|                   | 数 値 制 御 タ レ ッ ト パ ン チ プ レ ス 板 金 作 業 |
| 機 械 検 査           | 機 械 検 査 作 業                         |
| 電 気 機 器 組 立 て     | シ ー ケ ン ス 制 御 作 業                   |
| 半 導 体 製 品 製 造     | 集 積 回 路 チ ッ プ 製 造 作 業               |
|                   | 集 積 回 路 組 立 て 作 業                   |
| プ リ ン ト 配 線 板 製 造 | プ リ ン ト 配 線 板 製 造 作 業               |
| 自 動 販 売 機 調 整     | 自 動 販 売 機 調 整 作 業                   |
| 鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備 | 鉄 道 車 両 点 検 ・ 調 整 作 業               |
| 光 学 機 器 製 造       | 光 学 機 器 組 立 て 作 業                   |
| 空 気 圧 装 置 組 立 て   | 空 気 圧 装 置 組 立 て 作 業                 |

|                           |                             |
|---------------------------|-----------------------------|
| 油圧装置調整                    | 油圧装置調整作業                    |
| 農業機械整備                    | 農業機械整備作業                    |
| 冷凍空気調和機器施工                | 冷凍空気調和機器施工作業                |
| 婦人子供服製造                   | 婦人子供既製服縫製作業                 |
| 和裁                        | 和服製作作業                      |
| 製版                        | DTP作業                       |
| 石材施工                      | 石材加工作業                      |
| 建築大工                      | 大工工事作業                      |
| かわらぶき                     | かわらぶき作業                     |
| 配管                        | 建築配管作業                      |
| <small>ちゅう</small> 厨房設備施工 | <small>ちゅう</small> 厨房設備施工作業 |
| 型枠施工                      | 型枠工事作業                      |
| 鉄筋施工                      | 鉄筋施工図作成作業                   |
|                           | 鉄筋組立て作業                     |
| コンクリート圧送施工                | コンクリート圧送工事作業                |
| 防水施工                      | アスファルト防水工事作業                |
|                           | 合成ゴム系シート防水工事作業              |
|                           | 塩化ビニル系シート防水工事作業             |
|                           | 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業      |
| カーテンウォール施工                | 金属製カーテンウォール工事作業             |
| ガラス施工                     | ガラス工事作業                     |
| 機械・プラント製図                 | 機械製図手書き作業                   |
|                           | 機械製図CAD作業                   |
| 電気製図                      | 配電盤・制御盤製図作業                 |

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 金 属 材 料 試 験 | 組 織 試 験 作 業     |
| 塗 装         | 鋼 橋 塗 装 作 業     |
| 舞 台 機 構 調 整 | 音 響 機 構 調 整 作 業 |

## (3) 3級

| 検 定 職 種                     | 検 定 作 業                               |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| 機 械 加 工                     | 普 通 旋 盤 作 業                           |
| 機 械 検 査                     | 機 械 検 査 作 業                           |
| 電 子 機 器 組 立 て               | 電 子 機 器 組 立 て 作 業                     |
| 電 気 機 器 組 立 て               | シ ー ケ ン ス 制 御 作 業                     |
| 冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工         | 冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 作 業               |
| 和 裁                         | 和 服 製 作 作 業                           |
| 家 具 製 作                     | 家 具 手 加 工 作 業                         |
| プ ラ ス チ ッ ク 成 形             | 射 出 成 形 作 業                           |
| 建 築 大 工                     | 大 工 工 事 作 業                           |
| 配 管                         | 建 築 配 管 作 業                           |
| 型 枠 施 工                     | 型 枠 工 事 作 業                           |
| 鉄 筋 施 工                     | 鉄 筋 組 立 て 作 業                         |
| テ ク ニ カ ル イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン | テ ク ニ カ ル イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン C A D 作 業 |
| 機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図           | 機 械 製 図 手 書 き 作 業                     |
|                             | 機 械 製 図 C A D 作 業                     |
| 電 気 製 図                     | 配 電 盤 ・ 制 御 盤 製 図 作 業                 |

## (4) 単一等級

| 検 定 職 種           | 検 定 作 業               |
|-------------------|-----------------------|
| 樹 脂 接 着 剤 注 入 施 工 | 樹 脂 接 着 剤 注 入 工 事 作 業 |

|                                 |                                                          |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------|
| パ<br>ル<br>コ<br>ニ<br>ー<br>施<br>工 | 金<br>属<br>製<br>パ<br>ル<br>コ<br>ニ<br>ー<br>工<br>事<br>作<br>業 |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------|

## 2 技能検定試験手数料

## (1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

## (2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 場 所                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 平成29年12月4日（月）から平成30年2月18日（日）までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 平成30年1月21日（日）<br>1級及び2級<br>機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験<br>3級<br>電気機器組立て、配管、型枠施工                                                                                                                                                                                                                                                                      |                    |
|         | 平成30年1月28日（日）<br>特級<br>鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造<br>1級及び2級<br>さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、石材施工、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図<br>3級<br>冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図<br>単一等級<br>バルコニー施工 |                    |
|         | 平成30年1月31日（水）<br>1級及び2級<br>舞台機構調整                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                    |

平成30年2月4日（日）

1級及び2級

半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、空気圧装置組立て、製版、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、電気製図、塗装

3級

機械加工、機械検査、電子機器組立て、プラスチック成形、建築大工、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、電気製図

単一等級

樹脂接着剤注入施工

4 受検手続

技能検定受検申請書を平成29年10月2日（月）から同月13日（金）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

5 その他

詳細については、商工労働部雇用対策課産業人材育成担当（電話番号023(630)3245）又は山形県職業能力開発協会（電話番号023(644)8562）に問い合わせること。